

横浜市中区及び緑区精神障害者生活支援センター運営法人の 公益財団法人化に伴う指定管理者の取扱いについて

1 趣旨

横浜市中区及び緑区精神障害者生活支援センターについては、財団法人紫雲会（理事長 須藤 武彦）が指定管理者として運営を行っています。このたび、当法人は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成25年3月28日に、神奈川県知事に対して公益財団法人への移行認定申請を行いました。

公益財団法人移行後も、法人としての同一性が保持されている場合には、再度の指定は不要であるため、引き続き、当法人が指定管理者として、両施設の管理運営を行うものとします。

※対象となる指定管理施設及び指定期間

施設名	指定期間
横浜市中区精神障害者生活支援センター	平成25年3月25日～平成35年3月31日
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	平成23年4月1日～平成33年3月31日

2 再指定が不要となる理由

次の2点から、法人としての同一性が保持されるものと判断できるため、横浜市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、再指定は不要となります。

- (1) 目的及び事業内容が、移行前の法人と大きく異なること
- (2) 他の団体との合併が同時に行われないこと

3 今後の予定

財団法人紫雲会では、神奈川県知事から認定について通知があり次第、公益財団法人としての登記を行う予定です。（申請から3～6か月後の見込み）

参考 1 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）

(5) 法人格等変更時の再指定

指定管理者として指定されたのちに、団体の合併やNPO等の法人格取得または公益法人改革関連3法への対応等によって、団体の法人格に変更が加えられた場合には、原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなる。

しかし、法人の名称のみが変更された場合や、**旧民法第34条に基づく社団法人又は財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人となった際に、法人としての「同一性」が保持されている場合には、再度の指定は不要であると考えられる。**

参考 2 現法人 財団法人紫雲会の概要

明治42年10月に、紫雲会横浜病院の前身となる横浜神脳院が、神奈川県最初の精神科病院として創設されました。その後、昭和32年に財団法人として、医療福祉事業を推進していくために設立されました。設立以来、精神障害者を医療と福祉の両面から支援する取組を進めています。

- 1 基本金 1,076,405円（財団法人設立時：昭和32年7月25日）
- 2 代表者 理事長 須藤 武彦
- 3 所在地 横浜市神奈川区神大寺三丁目1番12号
- 4 主な事業
 - (1) 紫雲会横浜病院
 - (2) 横浜市中区精神障害者生活支援センターの管理運営
指定管理料：61,230千円(平成25年度予算)
 - (3) 横浜市緑区精神障害者生活支援センターの管理運営
指定管理料：62,300千円(平成25年度予算)
 - (4) 障害福祉サービス事業所「ゆかり荘」
 - (5) 障害者グループホーム「ふじハイツ」